

長野の誤えん死亡事故の刑事訴訟は高裁で逆転無罪

—刑法上の注意義務に反するとはいえない—

《誤えん死亡事故の業務上過失致死事件の経過》

2013年12月12日、長野県安曇野市の特別養護老人ホームで、臨時におやつの介助に入った准看護師が、入所者の女性（当時85）にドーナツを提供したところ、女性は食べた直後に心肺停止となり、その後死亡しました。准看護師は全介助の利用者を介助しており、音もなく崩れたことに気付きませんでした。また准看護師は、女性入所者のおやつが6日前にゼリーに変更になっていたことを知らされていませんでした。

この事故で、ドーナツを提供した准看護師は業務過失致死罪で刑事告訴され、長野地方裁判所松本支部は被告の刑事责任を認め、有罪判決（罰金20万円）を下しました。被告側は東京高等裁判所に控訴し、令和2年7月28日東京高裁は一審を破棄し被告に無罪判決を言い渡しました。裁判長は「ドーナツを食べて被害者が窒息する危険性は低く、死亡することを予見できる可能性も相当に低かった。刑法上の注意義務に反するとはいえない」と理由を述べました。

食品は全て窒息の危険があり提供を避けることはできない

■起訴から一審判決まで

当初検察は、「被告は被害者の動静を観察する注意義務があるのにこれを怠った」として告訴しましたが、その後「形態がゼリー食に変更になっているのに、これを確認せず常食を出した」ことも過失であると追加してきました。



長野地方裁判所松本支部は判決で、「被害者の動静を注視する義務はない」と否定したものの、「ゼリー食への変更の記録等に目を通して確認する義務があったのにそれを怠った」として過失を認定し、有罪判決を下しました。

■控訴審判決の内容

東京高裁は「被告がおやつの形態変更の記録の確認を怠ったことが過失」とした一審判決に対して、「この記録は介護職員間の情報共有のためのもので、看護師が全ての内容を把握する必要はない」と判断。さらに、被害者がドーナツで窒息・死亡することへの具体的な予見可能性を検証した上で、「ドーナツを食べて被害者が窒息する危険性は低く、死亡することを予見できる可能性も相当に低かった」として、無罪判決を言い渡しました。

■控訴審判決の意義

本判決は介護の現場で働く職員にとって重要な意味がある判決と言えるでしょう。検察が主張した過失について、介護現場の事情を踏まえて検証し理路整然と否定したことは評価すべきといわれています。

「被害者の動静を注視すべき義務があるのにこれを怠った」との検察の主張に対して、17名の利用者のおやつの介助で一人の利用者の動静だけを注視することが不可能であるという、介護現場では当たり前の事実をきちんと説明しています。

そして、「おやつの形態変更を確認する義務を怠った」ことについても、「全利用者65名分の相当量となる看介護記録を遡って、おやつの変更を確認することは無理がある」と、看介護業務でできることの範囲を適切に評価しています。

予見可能性の検証で次のように述べているのも興味深いです。「食品は全て誤えんの危険がありこれを避けることはできない。食事は人の健康や身体活動を維持するためだけではなく精神的な満足感や安らぎを得るために重要である」と。

発行責任者

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
担当 堀江・佐伯 TEL 03-5789-6456
監修 株式会社安全な介護 代表 山田 滋

担当課・支社 代理店

「送迎業務のリスクマネジメントミニセミナー」が無料で視聴できる！

送迎事故防止の職員研修としてお役立てください

動画ミニセミナー「送迎業務のリスクマネジメント」のご案内

- 送迎中の事故は2つに分けて対策を講じる
 - 移動介助中の事故と送迎車の自動車事故-
 - 1. 居宅から送迎車の移動介助中に転倒骨折
 - 2. 居宅の玄関で奥様に介助を任せ転倒
 - 3. 門から玄関まで車椅子が使えず歩かせて転倒
 - 4. 利用者を送迎車から降ろし忘れ熱中症で死亡
 - 5. デイ来所時に送迎車から降りて来て転倒
 - 6. 保育園の裏口で飛び出してきた園児と接触
 - 7. 車両・物損事故の再発防止策
 - 8. 送迎車運行中に利用者が体調急変



講 師：株式会社 安全な介護 代表取締役 山田 滋 氏

【講師代表取締役プロフィール】

早稲田大学卒業後、現あいおいニッセイ同和損保に入社。2004年4月より介護・福祉施設の経営・リスクマネジメント企画立案に携わる。2013年に同社を退職し、翌年株式会社安全な介護を設立。各種団体や施設の要請を受け年間150回のセミナーを開催

2. お送り送迎時に居宅の玄関で奥様に介助を任せ転倒

デイサービスの利用者ひざんは、移動は歩行ですが大変不安定なので職員が介助しています。ある日、介助員がひざんの手を引いて玄関まで歩いたところ、転倒(8歳)が玄関のドアを開けて「ここでいいですよ」とひざんに手を差し伸べたため、介助員はではお願いします」と言って手を離しました。その直後ひざんがからつて奥様がえようとも歩いたが重ね、大股骨を骨折してしまいました。デイサービスは奥様にお引渡した後なのでデイの責任はない」と主張しています。

検証のポイント
デイサービスの送迎はどこまでお送りすれば、実態が押さえるのでしょうか？

* デイサービスの送迎業務はどこからどこまでなの？

デイサービスの送迎は施設運営でありますから、人をあで運営所まで送り届けることはありません。底層階層は「脱もとトイイをせきに往復する」という介助業務なのです。

歩行か不安定で介助をあたつするひざんは、直後の介助でも危険を伴いますから、高齢の実態では危険は明白です。職員の介助が明白な状態で転倒の介助を受けることは、安全確認義務違反として監督権の監視員行為を問われる可能性は高いでしょう。ですから、介助員は転倒の申し出を評議し、戒諒で送らせていただきますと言って上りきまぐらに動いていただけます。

動画セミナー視聴方法

★ご要望にお応えして視聴期間を延長します。
見逃してしまった方はこの機会にご視聴ください。

- 視聴期間：2020年7月21日～9月21日
- 下記URLまたは右記QRコードからアクセスし、ご視聴ください。
- お客様番号：2007 パスワード：ADRM07
ご希望の資料はアンケートからもご請求いただけます。

URL

<https://reg18.smp.ne.jp/regist/is?SMPFORM=phne-lcratc-5c610d95f1ba03a596d3198bdc1c17c2>



ご都合のよろしい時間に視聴できますが、アクセス状況により、WEBサイトにつながらない可能性があります。

その場合は時間帯を変えて再アクセスをお願いいたします。